

令和2年度新規事業

障害者支援施設ICT機器 導入支援モデル事業について

概要説明資料

令和2年2月17日(月)

東京都 福祉保健局 障害者施策推進部

施設サービス支援課 障害者支援施設担当

説明の流れ

1. 本事業実施の背景について

- ・ 利用者の高齢重度化、職員の人材不足
- ・ 国の動き、高齢分野での都の方針
- ・ 本事業の目的

2. 事業の概要について

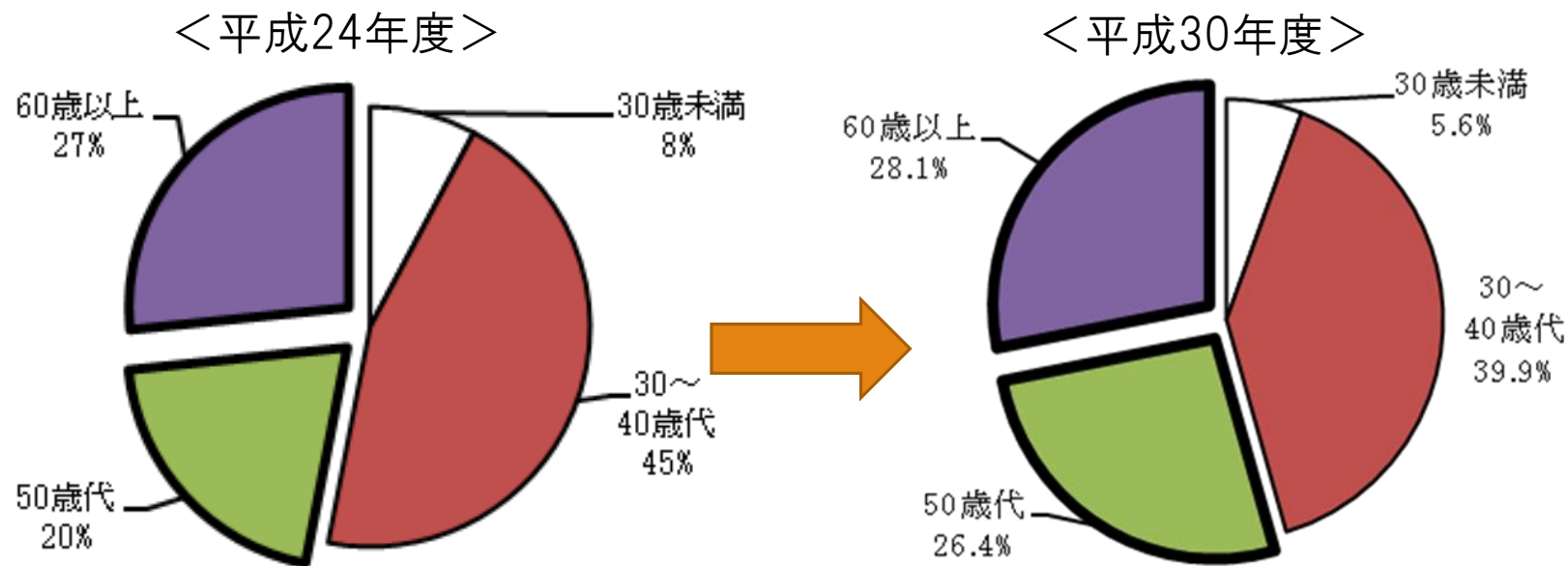
- ・ ICT機器、ロボット介護機器の定義
- ・ 補助内容
- ・ モデル施設実施内容
- ・ 事業スケジュール

1. 本事業実施の背景について

～背景～ 利用者の高齢化

- ・平成30年度時点で、入所施設の利用者の半数以上が50歳代以上。

【障害者支援施設における利用者の年齢構成】

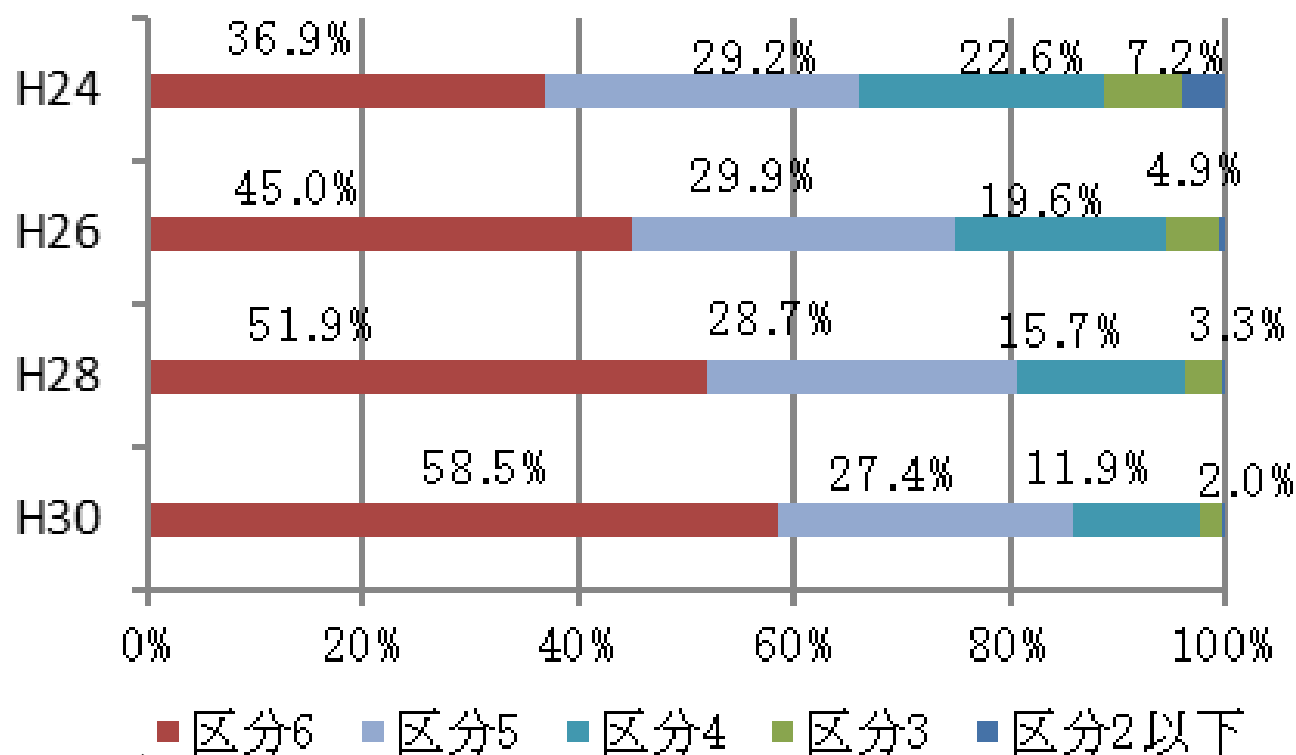


(施設サービス支援課調べ)

～背景～ 利用者の重度化

- ・ 区分6の利用者数が増え続けている。

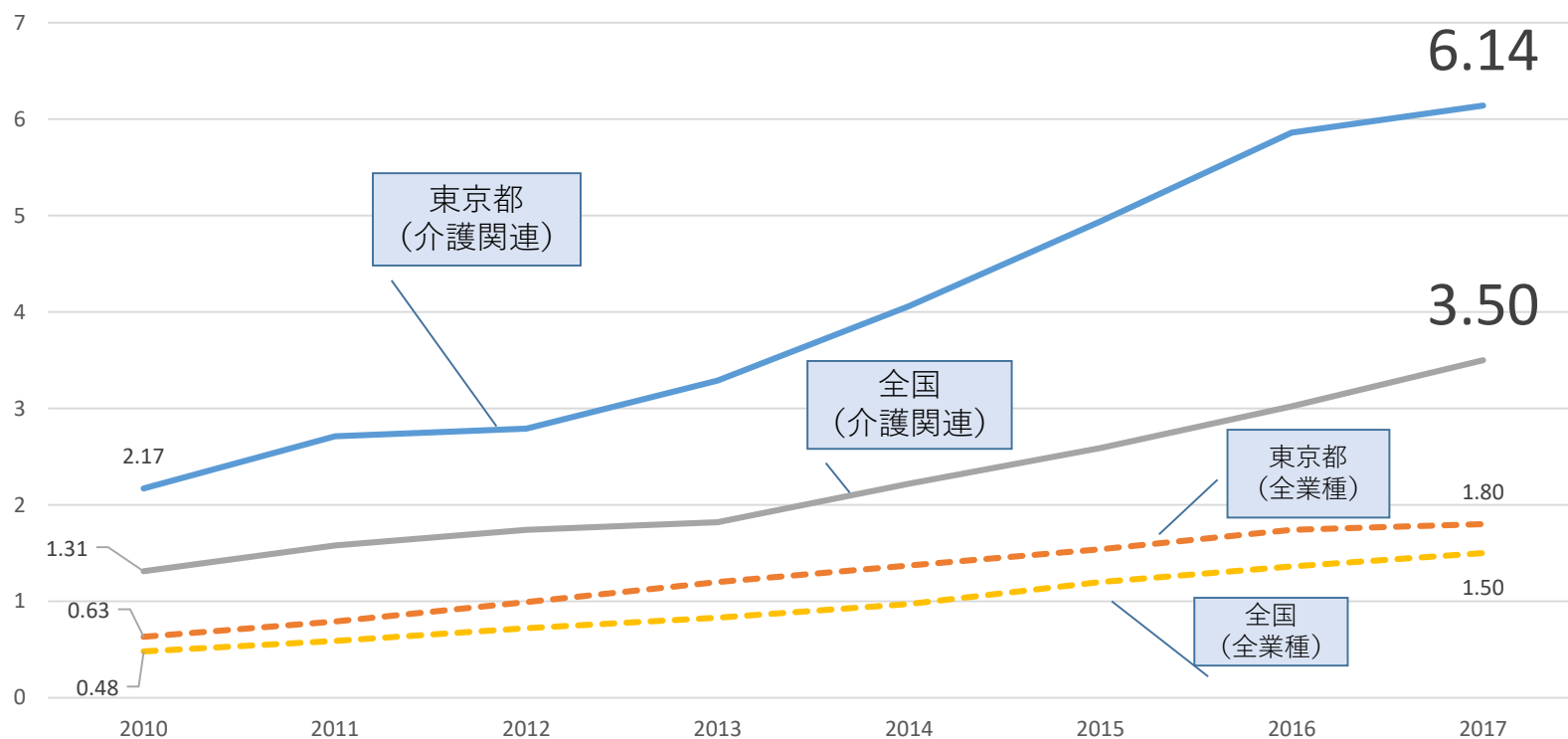
＜障害支援区分構成比率推移＞



(施設サービス支援課調べ)

～背景～ 有効求人倍率の推移

- ・介護分野の人材不足は年々深刻になっている。

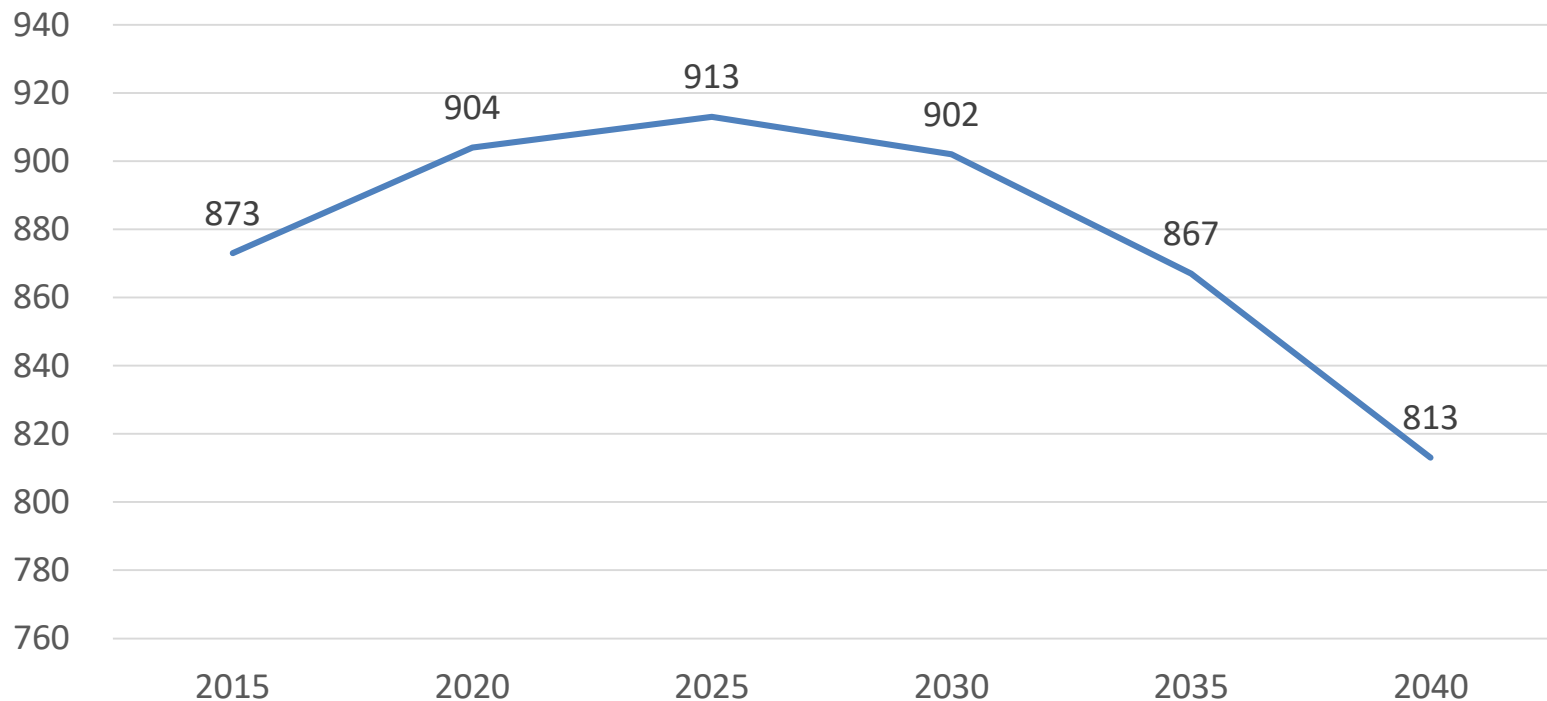


厚生労働省「職業安定業務統計」より作成

～背景～ 将来的な生産年齢人口の減少

- ・ 東京都の生産年齢人口は、2025年をピークに減少する。

東京都の生産年齢人口(15-64歳)の推移 単位:万人



東京都「2020年に向けた実行プラン」(※2020年以降は東京都政策企画局の推計)

～背景～ 国の動き

厚生労働省 2019年6月 第118回 社会保障審議会医療保険部会
「2040 年を展望した社会保障・働き方改革本部のとりまとめ」
(一部抜粋)

ロボット・A I ・I C T等、データヘルス改革、タスク・シフティング、シニア人材の活用推進、組織マネジメント改革、経営の大規模化・協働化を通じて、医療・福祉サービス改革による生産性の向上を図ることにより、2040 年における医療・福祉分野の単位時間サービス提供量について5 %以上向上、医師については7 %以上向上させる。

～背景～ 都の方針(高齢分野)

(東京都ICT戦略 2017年12月 一部抜粋)

・ 介護従事者の負担軽減等の効果を有するロボット介護機器の活用は、介護の職場環境を改善し、介護人材定着の効果が期待される。また、介護ロボットは、高齢者にとっても自立支援の効果や、生活の質の向上が期待できる。

・ しかし、ロボット介護機器等の多くは高額であり、なかなか導入は進んでいない。また、参考事例やノウハウがなく、相談・助言を受ける体制もないため、解決したい課題に対し、最適な機器が選択できないなど、導入効果が十分に発揮されないといった状況が発生している。

・ そこで、ロボット介護機器等の効果的な導入や活用方法を広く普及していくため、モデル施設を選定し、アドバイザーがその施設の実情を踏まえ、目的に見合ったロボット介護機器・福祉用具の選定や、適切な使い方のコンサルティングを実施する。

→高齢社会対策部においてICT機器やロボット介護機器の導入支援事業を既に実施中。

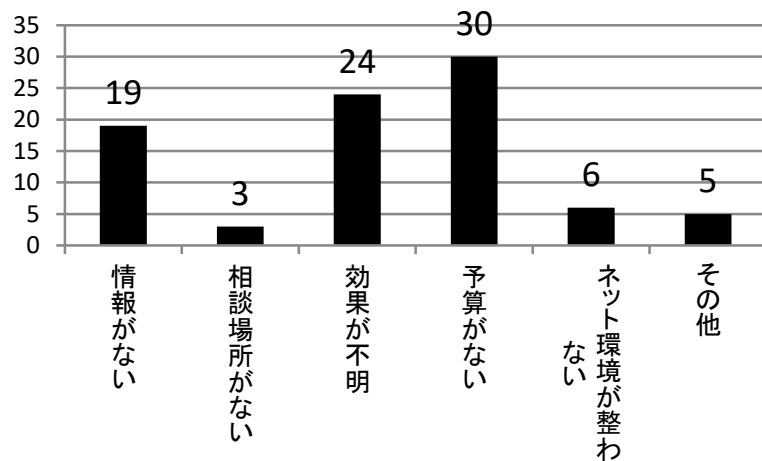
都の方針(障害分野)

- ・ 以上の話は、高齢化や重度化、人材不足に悩む障害分野にも当てはまる内容。
 - ・ 高齢の施設で使われているICT機器やロボット介護機器（以下「ICT機器等」という。）の中には、障害分野でもそのまま使えるものがある。

(例:見守りセンサー、記録支援システム、移乗介助ロボット等)
- 障害分野で導入の課題となっているものは何か？

ICT導入に当たっての課題

ICT機器等を導入するに
当たっての課題



施設サービス支援課調べ

第1位 予算がない

第2位 効果が不明

第3位 情報がない

→導入費用の補助と併せて、
専門家の派遣や効果検証の情報
発信が必要！

課題を踏まえて

本事業について

- ・ 日中だけでなく夜間の支援もある障害者支援施設をモデルとして、ICT機器等の導入を補助。
- ・ モデル施設は、機器選定や効果検証方法等について専門的な知見を有するアドバイザーの支援を受けながら効果を検証。
- ・ 検証結果を報告会で発表することで、障害分野におけるICT機器等の普及啓発を実施。

本事業の目的

ICT機器等を活用することで、

「支援員の負担軽減」

「利用者の安全確保」

を図ることにより、

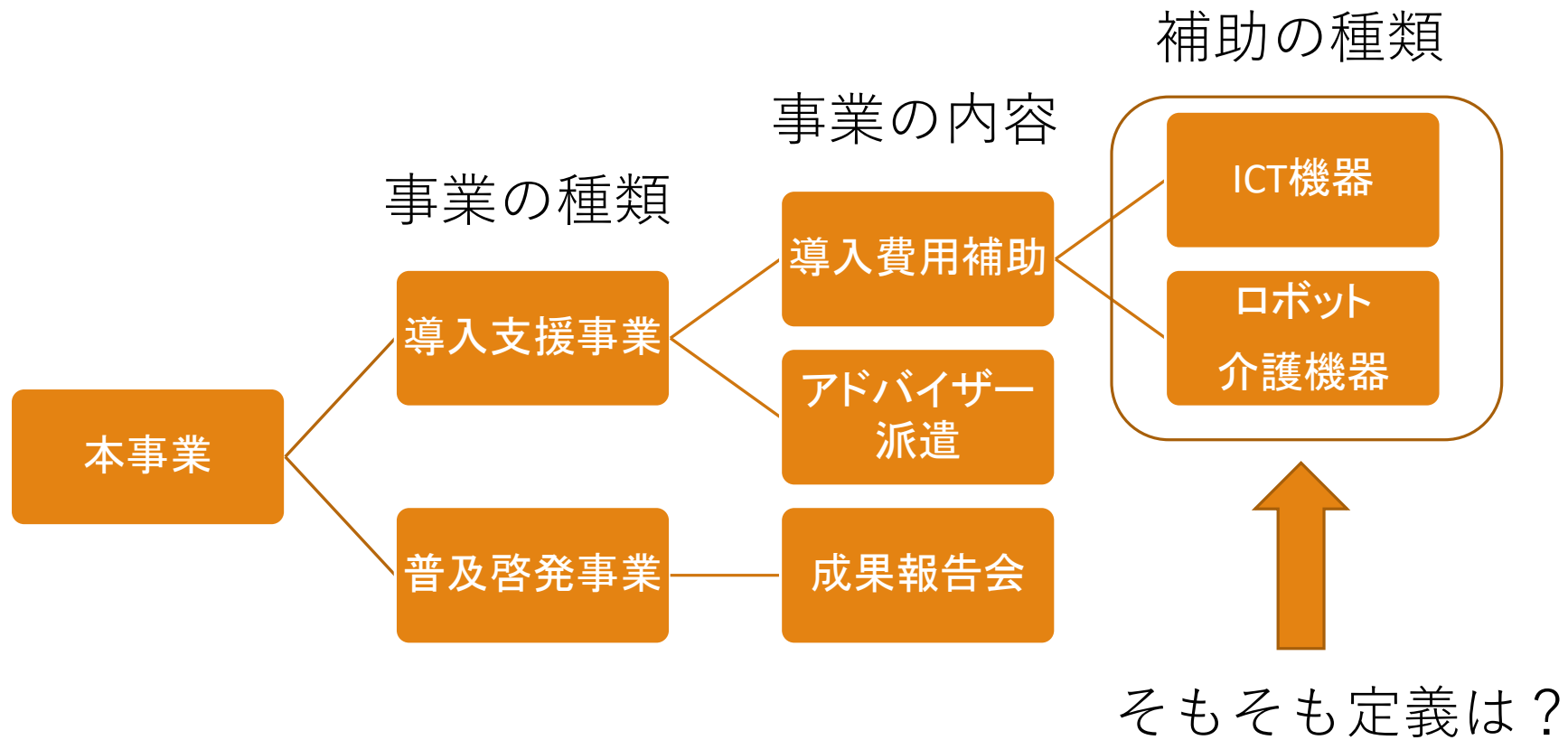
「効率的で働きやすい環境の構築」

「利用者の生活の質の向上」

を目指す。

2. 事業の概要について

本事業の構成



ロボット介護機器の定義 1

次の3つの要件を全て満たす機器をロボット介護機器という。

1. 目的要件

日常生活支援における

①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、

④見守り、⑤コミュニケーション、⑥入浴支援

のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減に効果があること。

ロボット介護機器の定義 2

2. 技術的要件

次のいずれかの要件を満たすものであること。

- ・ロボット技術（※）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット

（※）①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行うこと。

- ・経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・標準化事業」又はその前身事業である「ロボット介護機器開発・導入促進事業」において採択された介護ロボット

事業URL：<http://robotcare.jp/jp/home/index.php>

ロボット介護機器の定義 3

3. 市場的要件

販売価格等が公表されており、一般に購入・リース等できる状態にあること。

ロボット介護機器の例

移乗支援



排泄支援



見守り



コミュニケーション



出典：経済産業省「ロボット介護機器開発・導入促進事業（開発補助事業）研究基本計画」

ICT機器の定義 1

次の3つの要件を全て満たす機器をICT機器という。

1. 目的要件

①見守り、②介護業務支援の場面において使用され、利用者支援業務の効率化に効果があること。

ICT機器の定義 2

2. 整備要件

次の（ア）から（ウ）までの機器を設置し、一体的に I C T 環境の整備を図ること。

- （ア） 利用者の居室等に設置する、センサーや通信機能を備えた見守り支援機器
- （イ） 施設内において情報共有を図る通信機器、支援記録・個別支援計画作成・請求管理等の業務支援ソフトウェア、タブレット端末等
- （ウ） 上記（ア）又は（イ）を導入するための通信環境整備

※ただし、既に施設で導入されている機器等がある場合、新たに導入する機器等と一体的に活用する場合は、一部の導入を認める。

ICT機器の定義 3

3. 技術的要件

2（ア）に規定する見守り支援機器は、ロボット介護機器であること。

ICT機器の例



(ア) 見守り支援機器

リアルタイム
で確認



(イ) 支援員の端末

自動的に反映



(イ) 記録支援システム
※連携可能な場合に限る



(ウ) 無線LAN
(Wi-Fi環境)

補助内容

区分	対象	対象数	補助基準額	補助率
ICT機器の導入	障害者支援施設 (入所施設)	3 施設	2, 0 0 0 万円	2 / 3
ロボット介護機器 の導入	障害者支援施設 (入所施設)	3 施設	6 0 0 万円	2 / 3

補助額 = (「補助対象経費」と「補助基準額」を比較して少ない額) $\times 2 \div 3$

例：①ICT機器を1,800万円分導入した場合、 $1,800 \times 2 \div 3 = 1,200$ 万円を補助。

②ロボット介護機器を700万円分導入した場合、補助基準額は600万円であるため、 $600 \times 2 \div 3 = 400$ 万円を補助。

※ICT機器の導入、ロボット介護機器の導入それぞれについて、1法人あたり1施設を上限に応募可能。

モデル施設実施内容

1. 導入前コンサルティングの受審
2. 導入機器の決定・補助協議申請
3. 効果検証
4. アドバイザーへの報告（毎月）
5. モデル事業報告書の作成
6. 成果報告会への参加



1. 導入前コンサルティングの受審

- ・モデル施設は機器選定前に、都から派遣されたアドバイザーより助言、指導を受ける。

- ・アドバイスを受ける点は以下のとおり。

ア 支援業務にかかわる課題の認識と整理方法

イ 課題を解決するためのICT機器等の選定

ウ 導入計画の内容及び施設の体制整備

エ その他必要な事項



アドバイザー

ヒアリングや施設見学を通じて、施設の課題を把握します。

2. 導入機器の決定・補助協議申請

・ 導入前コンサルティングの内容を踏まえ、導入機器を決定した後、モデル施設は都へ関係書類を添えて補助協議を行う。

なお、購入手続は都より内示を受けた後、開始すること。



アドバイザー

年間の支援計画を提示します。

3. 効果検証

・モデル施設は、機器等の導入及び使用の効果・課題の克服状況等を把握するため、アドバイザーによる月1回程度の施設訪問を活用しながら、効果検証を行うこと。

なお、効果検証方法については、モデル施設及びアドバイザーと調整の上、都が決定する。



アドバイザー

電話やメールによる相談は随時可能です。

4. アドバイザーへの報告（毎月）

・ 機器導入以降、モデル施設は、アドバイザーに機器の使用状況等に関する報告書を毎月提出し、内容の確認及び助言指導（以下「モニタリング」という。）を受ける。



アドバイザー

全施設の分を取りまとめて都へ報告します。

5. モデル事業報告書の作成

・モニタリング期間の終了後、モデル施設は、今後都が別途定める事項を盛り込んだモデル事業報告書を作成する。

<報告書内容（案）> ※変更の可能性あり

- ・導入に当たっての職員の体制・行った取組
- ・導入前の課題と解決方法、導入後の課題と解決方法
- ・職員・利用者・施設全体等への導入効果（効果検証内容）
- ・今後の課題 等



一緒に作成に取り組みます。

アドバイザー

6. 成果報告会への参加

・モデル施設は、都が開催する成果報告会に参加し、モデル事業の成果等に関する講演やパネルディスカッション等を行う。

時期：令和3年3月（予定）

規模：500人程度（入所施設だけでなく通所施設やGH等も対象）



一緒に発表内容を考えます。

アドバイザー

事業スケジュール(予定)

○モデル施設決定まで ※ () 内は都が行うこと

- ・ 応募締切 令和 2 年 3 月 2 7 日 (金)
- ・ (対象施設決定) 4 月中

○モデル施設決定後

- ・ 機器選定、導入準備 5 月～6 月
- ・ 補助協議、(内示) 6 月～7 月
- ・ 機器購入、設置等 7 月～8 月
- ・ 効果検証、月次報告 導入後～令和 3 年 2 月
- ・ 事業報告書の作成、成果報告会での発表 3 月
- ・ (補助金支払い) 5 月 (※概算払い請求も可能)